

自動車臨時運行許可の申請に関するご注意

- ・自動車臨時運行許可申請には、申請書、本人確認資料(住所、名前、生年月日が確認できるもの)、自動車検査証等、自動車損害賠償責任保険証明書が必要です。
- ・自動車臨時運行許可では、貸出可能な目的が決まっています。「運行の目的」でその他欄に記入される際はご注意ください。
- ・運行の経路について、出発地、経由地、到着地のいずれかに草津市が当てはまらなければ臨時運行を許可することはできません。草津市以外の地域で運行される場合は、該当地域の市区町村役場にてお手続きをお願いします。
- ・運行の期間について、運行開始日は申請日または翌開庁日に限ります。また、貸出期間は運行の目的を達成できる最短期間(最大期間は原則5日間)です。
- ・特別な事情(車検が通らなかった等)がない限り、同一の自動車に連続で臨時運行を許可することはできません。